

栗東市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく栗東市職員措置請求の結果を、同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 5 日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 三木 敏嗣

栗東市職員措置請求にかかる監査結果

第 1 監査の請求

1 請求の要旨（原文のとおり）

栗東市●●で農業を営んでいます。最近、トラクターを購入したので、栗東市税条例第 8 7 条第 1 項に基づき、市長に申告書等一連の書類を提出しました。一方、市長からは、小型特殊自動車の標識（いわゆるナンバープレート）の交付を受けました。その結果、本年度から小型特殊自動車税として年額 2, 0 0 0 円が賦課されます（栗東市税条例第 8 2 条第 2 項ロ）。

しかし、周囲の農家を見渡しても、トラクターの所有者でありながら申告書を提出せず、小型特殊自動車税を滞納している者が多数存在します（事実証明書）。これは、正直に納税義務を果たしている者からすると大変不公平です。

市長は、トラクターの所有者を調査し、全所有者に公平に小型特殊自動車税を賦課すべきです。にも関わらず、市長はこの任務を怠っています。そのため、本来、納付されるべき税が市に納付されておらず、市に損害が発生しています。

そこで、市長に対して、市内のトラクターの全所有者を調査し、小型特殊自動車税の徴収漏れがないかどうかの調査を要求します。仮に徴収漏れがあった場合には、過去に遡及して徴収することを要求します（同条例 7 条）。

2 請求人

住 所 栗東市
氏 名

3 請求のあった日

令和 2 年 4 月 8 日

第2 請求書の受理

本件請求は、令和2年4月8日に提出され、同日受付け、令和2年4月16日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和2年4月28日に陳述の機会を設け、証拠の提出および請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

（新たな証拠として、次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

1. 意見陳述書
2. トラクター写真
3. 栗東市行政手続条例の写し
4. 地方自治法の写し
5. 憲法の写し
6. 栗東市税条例の写し

2 関係職員の事情聴取

小型特殊自動車における軽自動車税の賦課徴収を怠る事実について、対象機関を栗東市総務部税務課とし、令和2年5月12日に関係職員から事情聴取を行い、経過等の確認を実施した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張の要旨

(1) 主張する事実

請求人の周辺の農家において、小型特殊自動車の標識が付けられていないトラクターが見受けられ、トラクターの所有者でありながら申告書を提出せず、小型特殊自動車に賦課されるべき軽自動車税を滞納している者が多数存在する。これは、正直に納税義務を果たしている者からすると大変不公平である。

市長は、トラクターの所有者を調査し、所有者に公平に小型特殊自動車における軽自動車税を賦課すべきであるにもかかわらず、市長はその職務を怠っている。そのため、本来納付されるべき税が市に納付されず市に損害が発生している。

(2) 措置要求

市長に対して、市内のトラクターの全所有者を調査し、小型特殊自動車における軽自動車税の徴収漏れがないかの調査を要求する。仮に徴収漏れがあった場合には、過去に遡及して徴収することを要求する（栗東市税条例（昭和30年栗東町条例第43号）第7条）。

2 監査対象機関に対する監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった農耕用小型特殊自動車における軽自動車税の賦課徴収を怠る事実について、監査対象機関である栗東市総務部税務課に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

(1) 農耕用小型特殊自動車における軽自動車税の賦課徴収状況について

地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の19、栗東市税条例第87条の規定により、納税義務者である所有者または使用者が申告書類を栗東市長に提出しなければならないこととなっており、市のホームページにおいて小型特殊自動車の申告について周知がされている。ナンバープレートが付いていないものを発見した場合、またはそういった情報があった場合に、申告されているかについて調査すべきものとしている。法令では申告主義が採られており、本人からの申告が大前提ということから、申告を行わない例の調査については、地方税法第448条において「市町村の徴税吏員は、軽自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には」とされていて調査を義務付けた規定がないため、必要があればまたは未申告を発見した場合に調査するという見解である。現状においては、全所有者に対しての賦課徴収に関する調査は実施されていない。近隣他市においても、農耕用小型特殊自動車の全所有者に対する調査については以前からも実施されていない。

令和2年4月1日現在で農耕用小型特殊自動車が709台登録されており、1台あたりの税率は2千円であるため、合計1,418,000円が令和2年度当初の課税額である。

また、平成27年度の農林業センサスの報告書によると、栗東市の平成27年度における農業経営者のトラクターとコンバインの保有台数は1,026台で、田植機を含めると1,463台である。

税の徴収は、申告されたものについて地方税法、栗東市税条例の法令に基づき適正に事務執行されていることを確認した。

(2) 賦課徴収漏れにかかる調査について

賦課徴収漏れにかかる調査をするとなると、その方法において課題が存する。まず、現状の所有台数をすべて調査するためには人員や時間が相当程度かかるため、新たな調査体制を組まなければならない。また、請求人は「農林課が毎年実施する水田の所有者、あるいは水稻の作付調査の機会に農業機械の調査をあわせて行えば判明するのではないか。」との主張をされているが、農林部局所要の調査に加えて農業機械所有にかかる調査が可能かどうか、農林部局と協議を行う必要がある。以前は、農業機械の保有に係る台帳があり、農業機械の所有台数等を把握できるものがあったが今では台帳も無く、農業経営者や農業機械の所有状況等課税客体の捕捉率が上がる程度の調査が可能なのか課題である。

また、農林部局から提供された情報を基に、所有者または使用者に対し自主的な申告を促す方法で課税することになり、農林部局に出された資料をもって課税をすることはできない。

県内13市に聞き取り調査をした結果をみると、申告されていない者の調査は実施

されていない。申告を行わない例についての調査まで行うことは現実的ではないと、栗東市と同様に考えているとの回答である。申告の周知のみをされていて、周知方法としてはホームページに掲載しているという所が大半とのことである。

税務課としては、上記のようなベースとなる資料があれば賦課に係る調査を進めていくことは可能であると考えている。

(3) 賦課徴収漏れの防止策について

賦課徴収漏れの防止策について、農耕用機械を販売している販売店に協力を求めていく等の方法が考えられ、例えばバイク販売の場合には市に対してのナンバーの申請が必要である旨のアナウンスがなされているので、農耕用の場合についてもそのようなアナウンスをしていただくよう周知をしていくべきであると考えられる。

また、国、県や業界に対して申告、納税が促進されるような仕組みづくりを要請していく必要もあると考えられる。

軽自動車税の種別割に係る不申告等に関し、栗東市税条例第88条では「軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。」と規定されているが、適用した事例はない。

遡及して課税することについては、3年遡及できるが正確な取得年月日が判明しないため困難であるとのことである。

3 判断

以上を踏まえ、次のように判断する。

(1) 監査対象事項の決定

請求人の主張は、農耕用小型特殊自動車における軽自動車税の賦課徴収事務について、公金の賦課徴収を怠る事実があるとして、不作為の是正を求めているものと解される。

よって、請求の要旨から、小型特殊自動車の所有者または使用者に対する未申告調査の実施と、未申告と判明した者から申告書の提出を求める措置を講じないことが、法第242条第1項に規定する違法または不当に公金の賦課徴収を怠る事実当たるかを監査対象事項とする。

(2) 公金の賦課徴収を怠る事実当たるか

地方税法第463条の19及び栗東市税条例第87条の規定では、納税義務者である所有者または使用者に申告が義務付けられており、市はホームページにおいて小型特殊自動車の申告にかかる周知を行っている。したがって、小型特殊自動車における軽自動車税の賦課においては、課税客体の把握は納税義務者の申告書類の提出による方法のみで行われている。

ところで、令和2年4月1日現在で農耕用小型特殊自動車については709台の申告があり、平成27年度の農林業センサスによれば栗東市の農業経営者の農業用機械

所有台数が1,463台で、これらのデータから未申告は概ね半数程度と推測される。

小型特殊自動車も含め軽自動車税に関して、地方税法及び栗東市税条例において未申告者に対する調査を義務付ける規定がないからといって、課税客体の把握のための調査を実施しないことは、納税義務者からの申告に頼るあまり、申告しない者が課税を逃れることになり、請求人の主張にある「正直に納税義務を果たしている者からすると大変不公平」というような状況が生じる結果となっている。これは、納税者の納税意欲を阻害することにつながりかねず、市税の公平、公正な賦課徴収の観点からすると、上記のような現状における賦課徴収の実態が、そのままよいのか検討を要すると言わなければならない。

そこで、賦課徴収漏れにかかる調査の具体的な実施方法について検討してみる。具体的には、請求人が主張する毎年農林部局が実施する調査に農耕用機械の所有状況の調査項目を追加するとの方策であるが、このような調査が可能であるか、またその実効性がどの程度期待できるかについて検討する。まず、このような調査を実施すると、当然のことながら調査対象となる農業経営者の理解と協力が得られていることが大前提であり、そのためには農業経営者及び農林部局との協議が必要となる。さらに、仮にこのような調査の実施が可能となったとしても、調査の結果として賦課徴収に必要なかつ十分な情報が得られるかは不確実であり、また一定の情報が得られて未申告者への申告勧奨等が実施できたとしても、これに対して実際に申告がなされなければ、結局賦課徴収までたどり着けない可能性もある。しかも、こういった調査を実施するには、税務課においてそのための調査体制を整える必要があるところ、現在の同課における軽自動車税の担当職員は1名であり、栗東市における全軽自動車に係る賦課徴収の件数は約28,000件に上っており、年間を通しての異動処理や課税客体の調査に加えて、小型特殊自動車に係る未申告調査と申告勧奨の事務が生じるとなると、現在の体制では実施困難であり、他の市税の賦課徴収業務にも影響を及ぼさないようにするためには、多大な人的・経済的負担が生じることとなる。このことに、農耕用小型特殊自動車における軽自動車税の税収額が年間140万円余りであることを考え合わせると、調査等の実施にかかる費用とこれにより得られる税収とが、費用対効果において均衡を失することとなる公算が大きく、経済的合理性を欠くおそれが大といえる。そもそも、賦課徴収漏れに関して具体的にいかなる調査を実施するかについては、一義的に定まるものではなく、調査実施の可能性や実効性、実施にかかる費用やこれによって得られる利益など、諸般の事情を総合的に考慮して、最も合理的と考えられる方法を選択しなければならず、その判断を行うにおいては一定の裁量権が与えられていると考えられる。そうすると、上記のような事情のもとにおいては、請求人が求めるような調査が実施されていない現状が、上記の裁量権の範囲を逸脱した不合理なものであるとまでは言えず、直ちに違法または不当なものということとはできないと考える。したがって、請求人の本件請求には理由がないものと判断せざるを得ない。

しかしながら、本件請求を機に、賦課徴収漏れの防止の観点から、申告に係る周知の方法については、改めて検討を要するものとする。栗東市が現に行っている周知のための方法としては、ホームページでの啓発に限られているとのことであるが、前記のとおり保有台数の約半数において未申告が推認されるという現状をみると、農耕用

小型特殊自動車の所有者または使用者の認識不足は否定できず、これが未申告の原因となっていると考えられ、ホームページでの啓発だけでは不十分であることが明らかである。したがって、今後速やかに何らかの方法により更なる周知の徹底を図る対応が求められる。例えば、原動機付自転車において販売店から購入者に対し申告の手続きが必要である旨のアナウンスがなされているように、農耕用機械購入の際に販売店等から購入者に同様のアナウンスがなされるよう協力を求めていくなどの方策を早急に検討すべきであると考ええる。

第5 結論

以上の判断により、本件請求は理由がないものとしてこれを棄却とする。ただ、本件請求を機に、農耕用小型特殊自動車に係る軽自動車税の賦課徴収漏れ防止の観点から、次のとおり改善要請を行うものである。

農耕用小型特殊自動車に係る軽自動車税の賦課徴収に関し、多くの申告漏れが存することが容易に推認される現状を見ると、栗東市における同申告を促すための対応が十分であるとは言えないと考えざるを得ない。特に申告漏れの大きな原因として、納税義務者の「制度の不知」が考えられることから、制度の周知の徹底が不可欠であり、そのための具体的な方策の検討を早急を実施するとともに、併せて可能な範囲で申告漏れに関する調査も実施し、適正かつ公平公正な賦課徴収に努力されるよう、要請するものである。

また、請求人が、小型特殊自動車にかかる軽自動車税の賦課徴収事務の遂行が法令に基づいた適正なものでなく、賦課徴収漏れを看過しているとの不信の念から住民監査請求に至ったものであり、このことを真摯に受け止め、より適正な税務事務の遂行に当たられるよう併せて要請するものである。